

一般社団法人住宅遺産トラスト関西
サポーター会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人住宅遺産トラスト関西（以下「当会」といいます）定款に基づき、サポーター会員に関し必要な事項を定めることを目的とします（以下「本規約」といいます）。

第2条（サポーター会員）

- 1 サポーター会員とは、当会の活動に賛同し、当会所定の入会申込書にて入会の申し込みをし、当会理事会に入会の承認を得た個人または団体をいいます。
- 2 サポーター会員の種類は、個人会員と法人会員の2種とします。

第3条（入会の申込）

- 1 サポーター会員になろうとする者（以下「申込者」といいます）は、当会所定の入会申込書を当会に提出するとともに、次項に定める会費を当会所定の送金口座に送金して払い込まなければなりません。ただし送金手数料は、申込者の負担とします。
- 2 申込者は、次の（1）及び（2）の会費の合計金額を支払わなければなりません。
 - （1）申込当年分（申込月の翌月からその直後の12月まで）の会費
申込月の翌月から12月までの月数 × 第5条1項に定める年会費の12分の1
 - （2）申込翌年分（申込の翌年1月からその同年12月まで）の会費
第5条1項に定める年会費

第4条（審査）

- 1 申込者から前条の申込があったとき、当会は、これを審査するものとし、次の事由のいずれかに該当する場合には入会を承認しないことができます。
 - （1）申込者又はその所属する団体若しくは法人の活動が当会の利益と相反するとき
 - （2）申込を認めることで当会の活動が阻害されるおそれがあるとき
 - （3）入会申込書の記載に虚偽があるとき
 - （4）申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力に属し、または過去に属していたとき
 - （5）過去に当会のサポーター会員であった際、本規約に違反していたとき
 - （6）その他当会が不適切と判断したとき
- 2 申込者の入会を承認しない場合、当会は、申込者に対して速やかにその通知を行います。この場合、当会は、申込者が払い込んだ会費を返還します。
- 3 前項の通知が第3条に定める入会の申込の日から1か月経過しても申込者に到達しない場合、当会が申込者の入会を承認したものとみなします。

第5条（会費）

- 1 サポーター会員の毎年1月から12月まで（以下「年度」といいます）の年会費は、個人会員は金3,000円、法人会員は金30,000円とします。
- 2 サポーター会員は、前項の年度の年会費を前年の12月末日までに当会の所定の送金口座に送金して支払わなければなりません。ただし、会費の送金手数料は、サポーター会員の負担とします。

第6条（秘密保持）

- 1 サポーター会員は、当会が秘密として指定した情報を第三者に開示してはなりません。
- 2 サポーター会員は、当会の他のサポート会員の情報を当該会員の承諾なしに第三者に

開示してはなりません。

第7条（当会のサービス）

- 1 サポーター会員は、次のサービスの提供を受けることができます。
 - （1）当会が主催するイベント及び勉強会
 - （2）当会が取り扱う物件に関する情報提供
 - （3）当会の会員及び他のサポーター会員との交流機会の提供
- 2 サポーター会員は、当会及び当会の理事及びサポーター会員に対し、前項のサービスに関して損害賠償等いかなる請求もできません。

第8条（個人情報保護）

- 1 当会は、第7条のサービスの提供及び当会からの連絡の目的でのみサポーター会員から取得した情報（氏名、住所及びその他連絡先）を利用し、次項に定めるほか、第三者に提供することはありません。
- 2 当会は、前項の利用目的の範囲に限り、前項の情報を一般社団法人住宅遺産トラスト及び当会が取り扱う物件の所有者に対してメール送信若しくは口頭で提供する場合があります。ただし、サポーター会員から停止の求めがあった場合には、この限りではありません。
- 3 前項本文の場合、当会は、提供先との間で秘密保持契約を締結します。

第9条（退会）

- 1 サポーター会員は、当会を退会する場合、当会所定の書式及び方式によって1か月以上前に当会に対し退会の届出をしなければなりません。
- 2 サポーター会員が年度途中で退会する場合、同会員は、すでに支払い済みの会費の返還を受けることができません。

第10条（除名）

- 1 サポーター会員が次の事由に該当する場合、当会は、理事会の決議によって、当該サポーター会員を除名することができます。
 - （1）当法人の定款、規則又は社員総会の決議に反したとき
 - （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - （3）その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 サポーター会員が年度途中で除名された場合、同会員は、すでに支払い済みの会費の返還を受けることができません。

第11条（会員資格の喪失）

- 1 サポーター会員に次の事由が発生した場合、その資格を喪失します。
 - （1）退会したとき
 - （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - （4）第5条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - （5）除名されたとき
 - （6）総正会員の同意があったとき
- 2 前項の事由が発生した場合、同会員は、すでに支払い済みの会費の返還を受けることができません。

第12条（規約の追加・変更）

本規約は、申込者又はサポーター会員の同意を得ずに変更することがあります。

第13条（管轄）

本規約に関する紛争の管轄裁判所は大阪地方裁判所若しくは大阪簡易裁判所とします。

附則 本規約は、2015年9月24日より施行します。

附則 本改正规約は、2016年4月1日より施行します。

附則 本改正规約は、2017年8月1日より施行します。